

行橋防犯速報

あなたは、
大丈夫ですか？

ゴミのポイ捨て多発！！

最近、道路上に空き缶や生活ゴミ等のゴミのポイ捨てが多発しています。町の外観も汚れますし、心も汚れますのでやめましょう。



このような行為は、廃棄物処理法違反に該当しますので、やめましょう！！

※ 廃棄物処理法違反 第16条

5年以下の懲役若しくは、

1000万円以下の罰金又は併科

ゴミは、ゴミ箱に捨てましょう！

地球は、大きなゴミ箱ではありません、家庭ごみは、自宅で捨てましょう！！

また、タバコの吸い殻の投棄は、火事にもつながりますので、吸い殻入れに入れて自宅等で捨てましょう！！

行橋警察署 行橋駅前交番
行橋市役所環境課

